

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（一部訂正）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、標記の日本医師会通知（厚生労働省事務連絡）をご案内したところ（5月15日付）。

このたび大阪府より、国事務連絡訂正に関する情報提供がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うとともに、各種資料（下記ホームページ掲載）を確認の上、引き続きの対応が依頼されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

#### 記

##### ●大阪府通知より

国事務連絡内3ページ目【医療機関における対応】2

正：(略)……、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。

誤：(略)……、まず臨床診断例として24時間以内に最寄りの保健所に届出を行うこと。

##### 【大阪府ホームページ（通知文書掲載先）】

（検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



##### 【大阪府ホームページ（保健所一覧掲載）】

（検索エンジンで、「大阪府保健所所在地一覧」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>

